

2013年 11月 7日

国立大学法人 名古屋工業大学長

高橋 実 殿

名古屋工業大学 職員組合
執行委員会

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

2013年9月13日付けで団体交渉を求めましたが、論点を整理するために以下の質問をさせて頂きますので、お答えください。なお、この件に関しましては、技術部内で議論を尽くせというお考えもあるかもしれませんが、副課長ですら組織改編の議論に参加出来ない、部長が強権的であるため議論になっていない、との申し出があることや、労働条件に関する事なので組合からの交渉事項であると考え、ことをご斟酌ください。

質問事項：

1. 「技術部の在り方について」にある記述事項は、現在の技術組織でも十分対応しており、中期計画に沿っても組織が十分に運営されています。中期計画に沿って運営されている組織に対して、中期計画の途中にこのような再編をしなければいけない背景は何なのでしょう？
2. 「技術部の在り方について」にある居室の集約については、4号館建設に伴った既存設備の空き部屋を利用するのではなく、技術職員が主に派遣されている各センタールと密接に連携出来るよう、機能的に働きやすいような居室を用意もしくは建設すべきではないでしょうか？既存設備の空き部屋利用では、集合させることだけが目的で、例えば移動や伝達に時間が費やされるため、業務を円滑に行なう利便性が欠けると思います。
3. 組織再編と並行して、研究室からの依頼業務を制限しようとする動きがあります。これは「技術部の在り方について」にも記述されていますが、学長や他の役員らは、どうお考えなのでしょう？
4. 技術職員の研究業務遂行に関して否定的な意見も度々聞かれますが、技術職員が研究に携わることには、最新技術の習得や技術者としての能力向上には大変有効であるため、技術部の業務依頼や独自に遂行する業務においても研究業務を認めています。これを覆されるお考えはあるのでしょうか？
5. 技術職員の科研費の申請について、「技術職員の科学研究費補助金応募に関する内規」に「応募の可否は技術部長が判断する」の条項があります。現状として技術職員の業務割合は、8割が業務依頼、2割が独自に業務を組立てるとしており、個々の業務内容の把握やコントロールは実質的に課長と副課長が行っており、2割を自発的に行う研究業務に当たるとしても、何も問題は起こっていません。そのため、これまでの歴代技術部長は、この判断を技術職員へ実質的に委嘱しておりました。

現技術部長は、これを盾に技術職員の研究業務を阻止するお考えがあるのではと組合に訴えがあり、事実研究支援課も技術部長からの指示によって申請を制限しています。科研費は自由な発想に基づく研究を対象とした競争的資金であることの特徴としているため、これに対する申請を組織として制限するためには、相応の合理的な理由を提示する必要があります。その理由をお聞かせ下さい。

6. 現在は、管理職を除いて専門職員としての昇格が4級止まりとなっています。技術部を再編されるとして、法人化前の専門職制度のように専門員として5～6級までの昇任、昇格が実現するような技術職員の処遇改善メリットはありますでしょうか？

7. 管理職の昇任に関して、これまでの昇任人事条件ではなかった科研申請を制限することが条件として持ち出されています。管理職の昇任人事は、管理職業務のみを評価基準として行われるべきで、研究を含む技術業務を昇任人事の条件とすることは、現在考えられているキャリアパスの条件からも逸脱しています。また、管理業務と研究業務は相反するものではなく、管理職昇進後は管理業務が新たに加わることにより、科研費等による研究のエアポートが下がらぬだけにすぎず、課長の科研費申請を制限する必要はありません。この件について、学長、理事らは科研申請制限を昇任条件とすることを了承しているのでしょうか？

以上